

沖縄県職員の強制わいせつ事案に係る
再発防止策報告書

令和5年10月

沖縄県子ども生活福祉部

目 次

～再発防止策検討報告書の策定にあたって～

I	事案の概要と対応経過	1
II	実態調査	2
III	問題点・課題および再発防止に向けた対応策、改善点	3
IV	再発防止策の進捗管理と見直し	10
V	再発防止策検討委員会委員長意見（山野良一）	11
	社会福祉審議会児童福祉分科会審査部会長意見（渡邊浩樹）	
	《参考資料》	13
1	児童相談所の概要	
2	沖縄県職員の強制わいせつ事案に係る再発防止策検討委員会委員名簿	
3	沖縄県社会福祉審議会児童福祉分科会審査部会委員名簿	

～再発防止策報告書の策定にあたって～

令和5年5月9日（火）、元児童相談所職員が強制わいせつ容疑で逮捕される事件が発生しました。

その後の警察の捜査により元職員の余罪が発覚し、強制わいせつ罪に加え、児童買春・児童ポルノ禁止法違反により、起訴、再逮捕、追起訴となり、9月27日（水）に懲役3年、執行猶予5年の判決が下りました。

今回の事件は、元職員が児童相談所の児童福祉司として関わっていた1人の児童に対する面接において、複数回にわたり犯行に及んだことが明らかとなっており、本来、児童福祉司として児童を擁護する職責を担っているにもかかわらず、その立場を利用し、当該行為に及んだことは断じて許されるものではなく、被害を受けられた児童御本人と御家族、並びに関係者の皆様に改めて深くお詫び申し上げます。

子ども生活福祉部としては、こどもの権利を守るべき立場にある職員による性犯罪を深刻に受け止め、同様の事件を二度と起こさないよう、部内において綱紀粛正及び服務規律の確保について周知を図るとともに、全職員を対象にした法令遵守研修を行うなど対応を行ってまいりました。

併せて、本再発防止策の検討を進め、本庁及び両児童相談所で協働のうえ、裁判で明らかとなった事実等も踏まえながら再発防止策案を作成し、外部有識者からの意見及び社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会への諮問・答申を経て策定に至ったところです。

本報告書の第Ⅲ章では、今回の事件が発生した問題点や課題を検証するとともに、再発防止に向けた対応策・改善点として、4つの視点から整理をしました。第1に、児童相談所職員が改めて「こどもの権利擁護」を強く認識することが最も重要であると考え同項目を設け、次に今回の事件が面接で起きたことから「面接時の対応方法」について項目立てをし、3番目に児童相談所内の「管理・運用・職員体制」を、そして最後に職員の資質についても高めていく必要があることから「人材育成」の項目を設けました。

さらに、当該対応策・改善点については、それぞれが適切に実行出来ているか、また、改善に取り組む中で、新たな課題等が生じることも想定されるため、本報告書を策定して終わりとすることなく、後年度において進捗確認を行い見直しを図るため、第Ⅳ章に「再発防止策の進捗管理と見直し」の項目を設けました。

沖縄県では、これまでも児童相談所の人員確保に努め体制拡充が図られてきた一方で、虐待相談対応件数の増加等により、指導にあたる職員の業務負担が増すなど、様々な課題が山積しておりますので、上述した対応策の実施に加え、職場環境を整え、職員のメンタルヘルスにも留意しながら、事件の再発防止に向けて、子ども生活福祉部全体で取り組むとともに、県民の皆様、児童福祉関係者の信頼を取り戻すため、職員の綱紀粛正及び服務規律の確保に万全を期してまいります。

令和5年10月31日

沖縄県子ども生活福祉部長 宮平 道子

I 事案概要と対応経過

1 事案の概要

加害職員：元児童福祉司 職員（以下「元職員」という。）（正規職員）男性32歳
（令和5年3月末まで児童相談所で勤務。令和5年4月、定期人事異動により別部署へ異動、同年9月6日懲戒免職）

採用年月：平成29年4月

容 疑：強制わいせつ、児童買春・児童ポルノ禁止法違反

概 要：令和5年3月頃、公務時間中に小学校にて児童と面接を行った際、体に接触させるなどわいせつな行為に及び、その様子を携帯電話で撮影して保存していたとして、逮捕された。

その後の捜査で、令和4年6月に同児童に対してわいせつ行為をしていたとして再逮捕された。令和5年9月27日、懲役3年執行猶予5年の判決を受ける。

2 事案発覚及び再発防止策の検討経過

令和5年

- | | |
|-----------|---|
| 4月16日(日) | 糸満警察署管内の小売店で元職員が盗撮容疑で身柄を確保され取り調べを受け、元職員の携帯電話から被害児童に対してわいせつ行為を行っている動画が確認される。 |
| 5月9日(火) | 元職員が沖縄県警察に逮捕される。同日県が記者会見を実施 |
| 5月30日(火) | 那覇地方検察庁が強制わいせつの罪で起訴 |
| 6月8日(木) | 元職員が再逮捕される。 |
| 6月19日(月) | 那覇地方検察庁が強制わいせつの罪で追起訴 |
| 7月5日(水) | 児童買春・児童ポルノ禁止法違反、沖縄県青少年保護育成条例違反で書類送検 |
| 8月21日(月) | 第1回再発防止策検討委員会 |
| 9月21日(木) | 第2回再発防止策検討委員会 |
| 9月27日(水) | 懲役3年執行猶予5年の判決を受ける。 |
| 10月3日(火) | 第3回再発防止策検討委員会 |
| 10月12日(木) | 県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会 諮問 |
| 10月30日(月) | 県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会 答申 |
| 10月31日(火) | 「沖縄県職員の強制わいせつ事案に係る再発防止策報告書」策定 |

Ⅱ 実態調査

※ 被害児童及び保護者の個人情報特定されることを防ぐため、被害児童等に関わる対応及び調査については記載していません。

1 職員に対する調査

(1) 児童相談所職員に対する調査（児童福祉司） 8人

調査対象：元職員と同時期に勤務していた児童福祉司（異動者含む）

調査者：児童相談所主幹

調査内容：児童福祉司として勤務していた時期の元職員の勤務態度
同種事案の有無等

調査方法：直接ヒアリング

調査結果：元職員の勤務態度で気になる点はなく、同種事案も確認されなかった。

(2) 児童相談所職員に対する調査（児童指導員） 13人

調査対象：元職員と同時期に一時保護所男子寮に勤務していた児童指導員・生活指導専門員及び同寮に出入りのあった学習指導員、個別対応職員（異動者含む）

調査者：児童相談所班長

調査内容：児童指導員として勤務していた時期の元職員の勤務態度
同種事案の有無等

調査方法：直接及び電話ヒアリング

調査結果：元職員の勤務態度で気になる点はなく、同種事案も確認されなかった。

2 児童に対する調査

調査対象：元職員が児童福祉司として直接関わった児童及び世帯 47件

調査者：児童相談所班長・主幹

調査内容：児童が同種の被害を受けなかったか、不審な点はなかったか等の確認

調査方法：電話または面接による直接調査（保護者または児童）

調査結果：今回の聞き取り調査では同種事案は確認されなかった。

Ⅲ 問題点・課題及び再発防止に向けた対応策、改善点

児童相談所は、児童の権利に関する権利条約、児童福祉法、こども基本法、沖縄県子ども権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例（以下「県条例」という。）などの理念のもと、こどもの権利擁護を念頭に業務を行っている。

児童福祉司は、相談内容に応じて、こどもや保護者等に対して調査を行い、それらの結果を用いて援助方針を検討する。その過程では、主に①プライバシーの保護、②調査対象者の心理的負担の軽減、③対象者との信頼関係の構築のため、個別面接（一対一の面接）が行われる。このような調査方法は、本県の児童相談所のみならず、全国の児童相談所でも採用されている。

本事案は、児童福祉司の職にあった元職員が、被害児童と面接を重ねることで一層の信頼関係を構築した上で、わいせつな行為を行い、その行為を自身の携帯電話で撮影し保存した犯罪である。

元職員は、被害児童に対して、性的欲求を高め、職務遂行のため設定された個室での一対一の面接を悪用して、本事案を惹起した。最後の面接については、行為の一週間前に具体的な準備を始めていた形跡が確認されている。

元職員が本事案を引き起こした背景を明確にすることは困難であるが、元職員に性的な認識のゆがみや自らの性的欲求を抑制する力が弱いなどの資質的な問題があったことは否定できないであろう。とは言え、元職員は本事案が発覚するまで特に目立った非違行為は認められず、通常の世界を送っていたことから資質上の問題点は指摘できるものの、その問題点を隠して生活する力を備えていたと考えるのが妥当であろう。そのような元職員が本事案に至った上記以外の要因として、①犯行を工夫すれば発覚しないとの思いがあったこと、②個室での面接のため他者に気づかれないとの思いがあったこと、③性的な欲求を抑制する力が低下していたことなどから、倫理的（道徳的）な判断がうまくできず、犯行に及んだと考えることができる。

なお、こどもに対する性犯罪が社会問題化する中で、こども家庭庁は、教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み「日本版DBS」^{*1}の導入を検討している。

元職員のように性犯罪前科や処分歴がない場合にどのように対応していくかを含め、注視していく必要がある。

たとえ本事案の直接的原因が元職員個人の資質による犯罪行為だとしても、こどもを守る「最後の砦」である児童相談所職員が児童に被害を与えた事実から考えて、本事案の発生を組織として抑止できなかったことは児童福祉行政を所管する子ども生活福祉部として猛省しなければならない。改めて子ども生活福祉部では今後二度と同種の犯罪行為を起こさないよう、児童福祉、法律、児童精神科医及び公認心理師から構成される外部の専門家とともに再発防止について検討してきた。検討した内容は以下のとおりである。

※対応策については、実施する年度について記載し、以下のとおり表記している。

- | | |
|----------------|----------------|
| ・すでに実施済み＝【済】 | ・令和5年度取組み＝【R5】 |
| ・令和6年度取組み＝【R6】 | ・継続的取組み＝【継続】 |

1 こどもの権利擁護

(1) 問題点・課題

ア こどもに対して権利擁護に関する説明が不十分

児童相談所では、こどもの健全な成長発達にとっての最善の利益を確保する観点から、こどもや保護者等の状況等を知り、どのような援助が必要かを判断するために様々な場面で面接を行ってきた。相互に信頼関係を築くため、社会福祉援助技術の基本原則をベースにして年齢、性別、特性など子どもの目線にあわせた面接を行っていた。これまでの面接場面等において児童相談所の職員は、こども達に対して、児童の権利に関する条約及び児童福祉法に定められたこどもの権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）が保障されることを十分に伝えきれていなかった。児童相談所の職員はこどもの権利を守る立場であることを強く意識しなければならぬが、児童相談所の役割やこどもの権利についてこども達に周知されていたとは言い難い状況である。

イ こどもが第三者に意見を言える仕組みの不足

児童相談所の在宅中の支援を行うこどもに対する面接において、こどもや保護者が不快に感じた場合でも第三者に意見を言える仕組みが不足している。

ウ 児童相談所職員のこどもの権利擁護に関する課題

児童相談所では、児童の権利に関する条約、児童福祉法、こども基本法、県条例などの理念のもと、こどもの権利擁護を念頭に業務を行っている。「こどもの意見」を常に意識して業務に当たっていたが、日々相談業務に追われ、当該意識を定着させる研修等が不足していたことは否定できない。

(2) 対応策

ア 在宅中に支援を行うこどもに対する権利擁護の啓発：【R5】

児童相談所の職員が、こどもの権利を守る立場にいることを強く自覚するとともに、こどもや保護者に周知するため、面接冒頭でこどもの権利について定期的の説明を行うほか、児童福祉司が渡している名刺（相談カード）にこどもの権利を記載し定期的に渡すなど、後日でも確認できるような仕組みを構築する。【R5】

また、こどもの権利について記載した「こどもの権利ノート(在宅支援版)」（仮称）の作成・配付など、権利擁護の啓発について取り組む。【R5】

イ こどもの意見聴取等の仕組みの構築：【R5、R6】

こどもが児童相談所以外の機関でも意見表明できるよう、前述した名刺（相談カード）に、児童相談所以外の連絡先を記載するなどこどもへ周知する。【R6】

意見表明できる連絡先としては、意見表明支援員[※]のほか、こどもの状態に応じて身近な学校の先生や学童保育、放課後等デイサービスの職員、児童委員などが考えられることから、こどもの心情に寄り添った助言を行うよう、意見表明先との関係構築

を図る。【R 6】

また、こどもに児童相談所の援助において困ったことがなかったかなどの意見聴取ができるシステム作りに取り組む。【R 5】

ウ 各種研修を通じたこどもの権利擁護に対する意識の向上：【R 5】

現在、新任職員研修、法定の児童福祉司任用後研修のほか、外部機関が行う研修等に職員を派遣して適宜受講させているが、特にこどもの権利擁護については、最重要課題として位置づけ研修のあり方を検討した上で全職員が確実に受講できるようにする。【R 5】

また、権利擁護の理念のみではなく、特にこどもへの性的な侵害はこどもの健全な成長に対し長期的に大きな悪影響を与えるものであることの認識を深め、具体的な権利侵害につながる言動や、どのような行為が犯罪につながるのかなどについても学ぶ機会を設ける。【R 5】

2 面接時の対応方法

(1) 問題点・課題

ア 児童面接で加害行為があり得るという認識の欠如

元職員は、被害児童との信頼関係を構築して複数回学校で面接を行っていた。元職員は逮捕されるまで、勤務態度や勤務状況に変わったところはなく、上司を含め他の職員が異変を感じることもなかった。児童相談所の職員がこどもを面接場面で傷つけることは想定できなかった。

イ 児童面接・保護者面接における基準の不備

援助技術の基本として、こどもや保護者に威圧感を与えず話しやすい雰囲気をつくり信頼関係を築くように個別面接を行ってきた。こどもとの面接場面においては技法として遊びを通し実施することもあり、本事案のように距離感が密接となりグルーミング^{*3}につながるおそれがある。

面接時の職員体制や面接場所に関する定めが特に無く、個々の職員の技能と判断に依拠してきた。

ウ 関係機関と面接後の情報共有を実施していないなどの連携不足

本事案では面接終了後、必要に応じた関係機関への情報共有がなされていなかった。関係機関に情報共有する機会があれば、本事案発生を抑止力になった可能性がある。

エ 面接場面で私物の携帯電話を用いての録画が行われていた

電話、地図検索、情報収集など様々な場面で私物の携帯電話を使用している現状がある。本事案では、面接の場面において、私物の携帯電話を用い録画が行われていた。

(2) 対応策

ア 加害行為を起こさない仕組み作り：【済】

児童福祉司によるケースワークの一環として行われるこどもとの面接は、これまで一対一の対応を基本としており、複数の大人に囲まれるこどもの心理的負担への配慮や話しやすい面接環境でのこどもの権利保障の必要性から有用であった。しかし、本事案は、こどもの安心安全を目的とした「他者の目に触れない環境での個別面接」を悪用する形で行われた。同種事案を起こさないようにする為にも今後は、複数の職員での面接を基本とする。ただし、一対一の面接の必要がある場合には、事前にその必要性についてスーパーバイザー⁴¹と検討を行うなど、加害行為を起こさない環境づくりを徹底する。【済】

イ 児童面接・保護者面接における基本的な考え方の整理：【済、R5、R6】

面接は相互信頼関係の中で成立することが前提である。信頼関係を築く上で面接を重ね、こどもや保護者の置かれている状況を知り、どのような援助が必要であるか判断していく。信頼関係を構築すること以上に重要なことは、「こどもの安心安全＝こどもの権利を守る」ことである。そのため、複数の職員による面接を基本としながら、面接の目的、こどもや保護者の状況に応じた面接の方法を整理する。【R5】

また、自身の援助がグルーミングにつながるような、誤解を招く言動になっていないか行動チェック、振り返りを行うなど、こどもとの適切な距離感を取る方法についても整理する。【R6】

また、児童面接は事情聴取的にならず、こどもや保護者の気持ちに配慮しながら、社会福祉援助技術の基本原則を基礎として、信頼関係の構築に努める。【済】

ウ 関係機関と面接後の情報共有：【済】

面接の目的や内容を必要に応じて関係機関に共有することとし、相談内容によっては、こどもがいない場所で共有するなど、こどもの心情に配慮した対応に留意する。【済】

エ 面接を行う際には緊急時を除き私物の携帯電話や撮影・録音機材等（以下「携帯電話等」とする。）を使用しない：【R5】

私物の携帯電話等を使用することは、個人情報流出、秘密保持の観点からも不適切で、児童相談所のみならず公務員に対する信用失墜行為につながりかねない。公用機材の必要な整備を行い、緊急やむを得ない場合を除き、私物の携帯電話等を使用しない。また、録音等が必要な場合には、こどもや保護者の同意を得た上で、公用機材を使うなど細心の注意を払う。【R5】

なお、緊急やむを得ない場合に私物の携帯電話等で撮影等を行う場合には、速やかに上司に報告する事など、その取扱いに関するマニュアルを作成する。【R5】

3 管理・運用・職員体制

(1) 問題点・課題

ア チームアプローチが発揮される体制が不十分

児童相談所は、児童福祉司と児童心理司^{*5}、スーパーバイザーが連携し、所全体でのチームアプローチ体制を構築して、業務の手引きや各種マニュアル、これまで蓄積されてきたノウハウを元に、様々な職種の協議により専門性を担保してきた。

本事案において、どの程度の面接頻度を要するかなどについて組織的な判断がなされておらず元職員の判断で動いており、スーパーバイザー等との同行面接も実施されていなかったことからチームアプローチが発揮されていなかった。

イ 面接記録内容の不備及びスーパーバイズ機能の不足

本事案において、面接記録の点検を行ったところ、面接の場所、人、時間、目的等が明確でないなど、記録が十分とは言えないものがあつた。面接記録は、援助方針を検討するための重要な資料であるとともに、引継ぎ、スーパーバイザー等への報告等としても重要である。また、面接記録の回付ルールが明確ではないため、スーパーバイザー等が職員の訪問時の状況を把握できておらず、職務遂行管理が十分に機能しているとは言えない状況となっている。

ウ ケース検討のあり方

在宅支援ケースは、年度途中（7月頃）と年度末（1月頃）に全ケースの検討会議を行っている。ケース検討では、直近の状況を元に主として支援の継続か終結を検討しているが、訪問回数や要保護児童対策地域協議会の個別支援会議開催の有無など支援経過の振り返りまでは至っていない。

エ 社会情勢を踏まえた体制強化の必要性

虐待相談対応件数の増加が続く中、児童福祉法施行令で定められている児童福祉司や児童心理司の配置基準の改正も度々行われ、それに伴い児童福祉司等の増員など体制を強化している。今後も同様の流れで体制強化が段階的に必要とされていく可能性がある。児童福祉司の業務をサポートする会計年度任用職員も増員しているが、設備等が十分ではなく、職場環境が逼迫してきており、日常業務に支障を来してきている。また県では、社会福祉職の採用増による人員確保に取り組んでいるものの、増員に伴い経験の浅い職員、児童福祉司を離れた期間が長い職員の配置も多くなっており、その育成が課題となっている。

特に、人材確保が困難な児童心理司の不足は深刻で、在宅支援ケースの割当ができないなど業務に支障を来している。

(2) 対応策

ア チームアプローチによる支援の再構築：【継続】

こども、保護者、地域などその環境を総合的に理解して援助活動を行うためにも、児童福祉司単独の支援ではなく、多職種による受理会議、援助方針会議等により決定された援助方針が専門的な支援の柱であることを再認識しなくてはならない。その中でも、児童相談所運営指針でも示されているが、在宅ケースについても児童福祉司と児童心理司がチームで支援できるよう、児童心理司の増員を図るなど、体制整備を段階的に進めていく。【継続】

イ 面接記録・スーパーバイズの効率化：【R 5、継続】

児童福祉司は多くのケースを抱え、面接記録の作成が追いつかないこともあるため、必要最小限の内容で速やかに書くことを徹底していく。また、記録の書き方研修を行う。【R 5】

入力した面接記録から会議資料の作成や、面接履歴をチェックできるようにするなど、ICTを活用した業務管理の効率化を図っていく。【継続】

支援状況について、スーパーバイザー等が適宜、ケースの進行管理や状況把握するためにも、面接記録の回付ルールを設定していく。【R 5】

ウ ケース検討、その後の進行管理の仕組みづくり：【済、R 5、継続】

年2回のケース検討会議のほか、必要に応じて随時のカンファレンスを持ち、組織として支援していることを常に意識する。【済】

児童福祉司は多くのケースを抱え、緊急度により訪問、面接等を行っているため、ケースによって訪問頻度が異なる。生活保護における訪問活動チェックを参考に訪問頻度を見える化して抜け落ちがないような管理を行う。【R 5】

また、児童福祉司のケース進行管理ができるようスーパーバイザーの適正人員配置について検討していく。【継続】

エ 人員体制の拡充、本庁との連携と新任職員の育成：【継続】

今回の事案を受けて、複数体制で面接を行うためにも人員体制の拡充は必須となっている。社会福祉職・心理職の競争試験による採用に加えて、令和4年度から職務経験等を条件とした中堅層の選考試験を実施しており、継続した人材確保に取り組む。

【継続】

人員体制の強化に対応するため、設備整備など職場環境の改善に向けて日頃から関係各課と情報共有を積極的に行い、必要な予算確保に努める。【継続】

経験の浅い職員（児童福祉司1年目等）については、新任職員研修、法定研修である児童福祉司任用後研修、その他援助技術に関する研修を積極的に受講させるとともに、ケース数の軽減や班長、主幹によるスーパーバイズ、先輩職員の同行、同席といったOJTを十分に受けられるような人員配置の調整を行う。【継続】

また、児童福祉司や児童心理司について、沖縄県特有の貧困率の高さ、離島町村を多く抱える地理的要因なども踏まえると、国の基準以上の配置が望ましいのではない

かとの有識者の意見もあったことから、全国の状況も踏まえ適正な人員配置について検討していく。【継続】

4 人材育成

(1) 問題点・課題

ア 法令遵守に関する研修の不足

本事案は、こどもの権利擁護を推進していく機関である児童相談所の児童福祉司が、その立場を利用し自己の欲求を満たすことを目的にした卑劣な行為であり、こどもや保護者を傷つけ信頼を裏切る行為である。二度とこのような事案を起こさず、信頼回復のためにも、職員の資質向上を図る研修の充実が必要である。

近年、児童福祉司に関する研修が法定化されたことにより研修機会は充実しており、児童相談所でも法定研修、所内研修等を実施してきた。しかし、業務の基礎となるべき法令遵守に関する研修は、十分ではなかった。

イ 児童相談所の理念、基本姿勢

児童虐待死亡事例を教訓として、児童相談所の理念や援助に対する基本姿勢の読み合わせを行っていたが、コロナ禍や職員数増加により機会が減少していた。

(2) 対応策

ア 法令遵守研修の実施：【済】

繰り返しになるが、児童相談所はこどもの権利擁護を推進していく機関であり、こどもの安全・安心を守る「最後の砦」であることを各職員が自覚しなければならない。

県民福祉の向上を担う県職員として、業務はもちろん、業務外においても、県職員としての自覚、高い倫理観を持って行動するため、法令遵守及びソーシャルワーカーの倫理に関する研修を定期的受講する。【済】

イ 全体会議により服務規律・理念の徹底：【済】

適時、全体会議において服務規律、理念、援助に対する基本姿勢を読み上げるなど職員全体の意識向上を図る。また、各班、各グループなど少人数単位での会議を定期的に行い、職員が一人で困難に陥らないように組織として支える。【済】

IV 再発防止策の進捗管理と見直し

児童福祉に携わる職員が、こどもの権利擁護を第一に考え、同様の事件を二度と起こすことなく本再発防止策の実行を確実なものとするため、必要に応じて進捗を確認し、見直しを行っていくこととする。

進捗確認にあたっては、第Ⅲ章で示した4つの項目の対応策について、それぞれの目標年次に向けて着実に推進しているか、遅れが生じている場合は、その要因は何か、新たに生じた課題や問題点、それを解消するための手立てが必要かどうか、などの視点に基づき、本庁と両児童相談所で協働しながら行うこととする。

また、当該進捗状況については、必要に応じて社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会において報告し、意見を聴取することで対応策の改善につなげることとする。

なお、児童相談所の業務の質の向上を図るため、令和6年度より第三者評価制度の実施に取り組むこととしているため、児童相談所の業務運営が適切に実施されているかどうかは、同制度を活用して行っていくこととする。

*1「日本版DBS」：教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組みのこと。「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」での検討を踏まえ、導入が検討されている。

*2意見表明支援員：こどもの立場に立って、こどもの意見の形成を支援し（意見形成支援）、こどもの意見・意向を意見聴取等により把握し、こどもの希望に応じ行政機関や児童福祉施設・里親等の関係機関に対する意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁した上で伝達するために必要な連絡調整をする（意見表明等支援）、こどもが意見表明を行った後、関係者からの説明についてこどもが納得しているか確認し、必要に応じて再度の意見表明を支援する役割を担う者（令和4年改正児童福祉法で、都道府県等の事業として新たに規定された意見表明等支援事業において創設された。）。

*3グルーミング：こどもとの性的接触を目的として、こどもと親しくなり、信頼など感情的なつながりを築き、手なづけ、時にはその家族とも感情的なつながりを築き、こどもの性的虐待への抵抗・妨害を低下させる行為のことをさす。

*4スーパーバイザー：児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について教育・訓練・指導を行う児童福祉司のこと。

*5児童心理司：こども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によってこども、保護者等に対し心理診断を行うとともに、こども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行う専門職。令和6年度より児童福祉司（里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く。）2人につき1人以上配置することを標準とすることとなった。

「再発防止策検討報告書」策定にあたっての検討委員会意見

今回の事件を受け、再発防止策検討委員会を8月から10月にかけて3回開催し、沖縄県が検討した再発防止策について議論してきました。

今回の報告書では、こどもの権利擁護、面接時の対応方法、管理・運用・職員体制及び人材育成、それぞれの観点から、問題点・課題、対応策を検討しています。出席した、さまざまな専門領域の委員から、活発で忌憚のない意見をいただき、内容を検討してまいりました。特に、対応策については、今回のような事件を繰り返さないために是非とも必要な具体的な方策を盛り込んでいます。

今回の事案は、折しも、こども基本法が4月に施行され、また日本版DBSが議論される時期と重なりました。こどもたちの福祉を考える上では非常に重要な時期に偶然あつたのだと思います。前者については、法律の中で日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの成長発達の権利、意見表明権など、こどもの権利が基本理念としてうたわれています。また、後者については、これまであまり注目されなかった、家庭外における性的な暴力事件からこどもを守ることが社会的に求められているのだと思います。

そうした時期に、こどもの福祉の最後の砦である、児童相談所の元職員が起こした事件であったゆえに、参加した委員だけでなく、県民みなさんにも衝撃が起きました。今回の事件の直接的原因は、元職員の犯罪行為であり、到底許せるものではありません。児童相談所の職員は、児童相談に携わる者としての倫理観及び高い専門性を身に付けていくことが必要であることは言うまでもないことです。一方で、本事案の発生を組織として抑止できなかったことは児童相談所として猛省すべきであり、今後二度と同種の犯罪行為が起らないようにするための方策を具体的に実現していくことが求められます。

今回策定された報告書に基づいて、沖縄県子ども生活福祉部また沖縄県児童相談所として課題に真摯に向き合い、改善に向けて継続して取り組んでいくことを強く望みます。

沖縄県職員の強制わいせつ事案に係る

再発防止策検討委員会委員長 山野 良一

「再発防止策検討報告書」策定にあたっての審査部会意見

沖縄県子ども生活福祉部が再発防止策を策定するにあたって、沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会への諮問を受け、沖縄県が検討した再発防止策の内容について議論し、多岐にわたる意見を伝えました。

今回策定された「再発防止策検討報告書」に基づいて、沖縄県子ども生活福祉部として課題に真摯に向き合い、改善に向けて継続して取り組んでいくことを強く望みます。

これは私見ではありますが、今回のような性暴力加害が被害者に及ぼす影響は、重大かつ長期にわたる可能性があります。潜在化し後年現れることもまれではありません。継続して対応できる体制、事件を継承・共有していく努力を怠らず、文化風土として根付かせていただきたいと思います。

最後に、こうした事件の発生は、当該児童相談所だけでなく、児童と接するどの施設でも起こりうる可能性があります。本報告書を他の多くの教育、児童施設の関係者の皆様にもご参考にしていただければと考えます。

沖縄県社会福祉審議会児童福祉分科会審査部会
部会長 渡邊 浩樹

児童相談所の概要

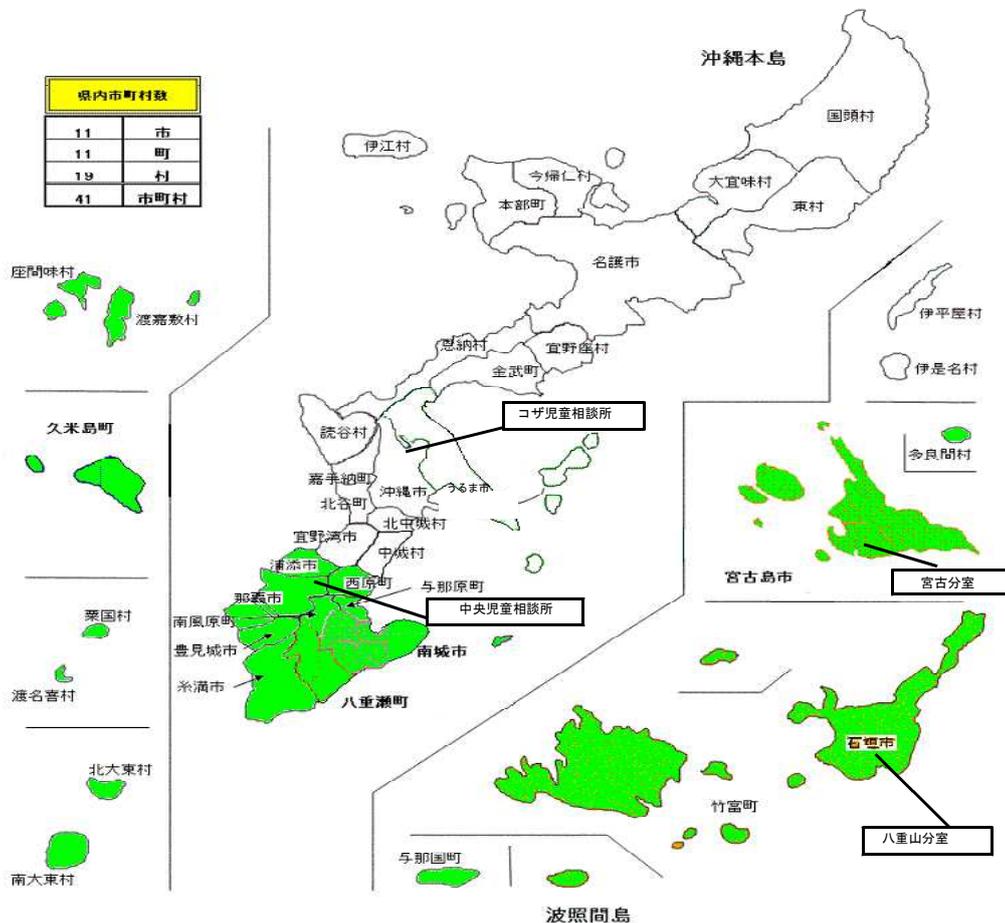
1 管轄区域図

中央児童相談所の管轄区域は、全県41市町村のうち黒地部分の21市町村(7市7町7村)で、そのうち2市3町7村が離島です。

コザ児童相談所の管轄区域は、白地部分の中部地区及び北部地区の20市町村(4市4町12村)で、そのうち3村が離島です。

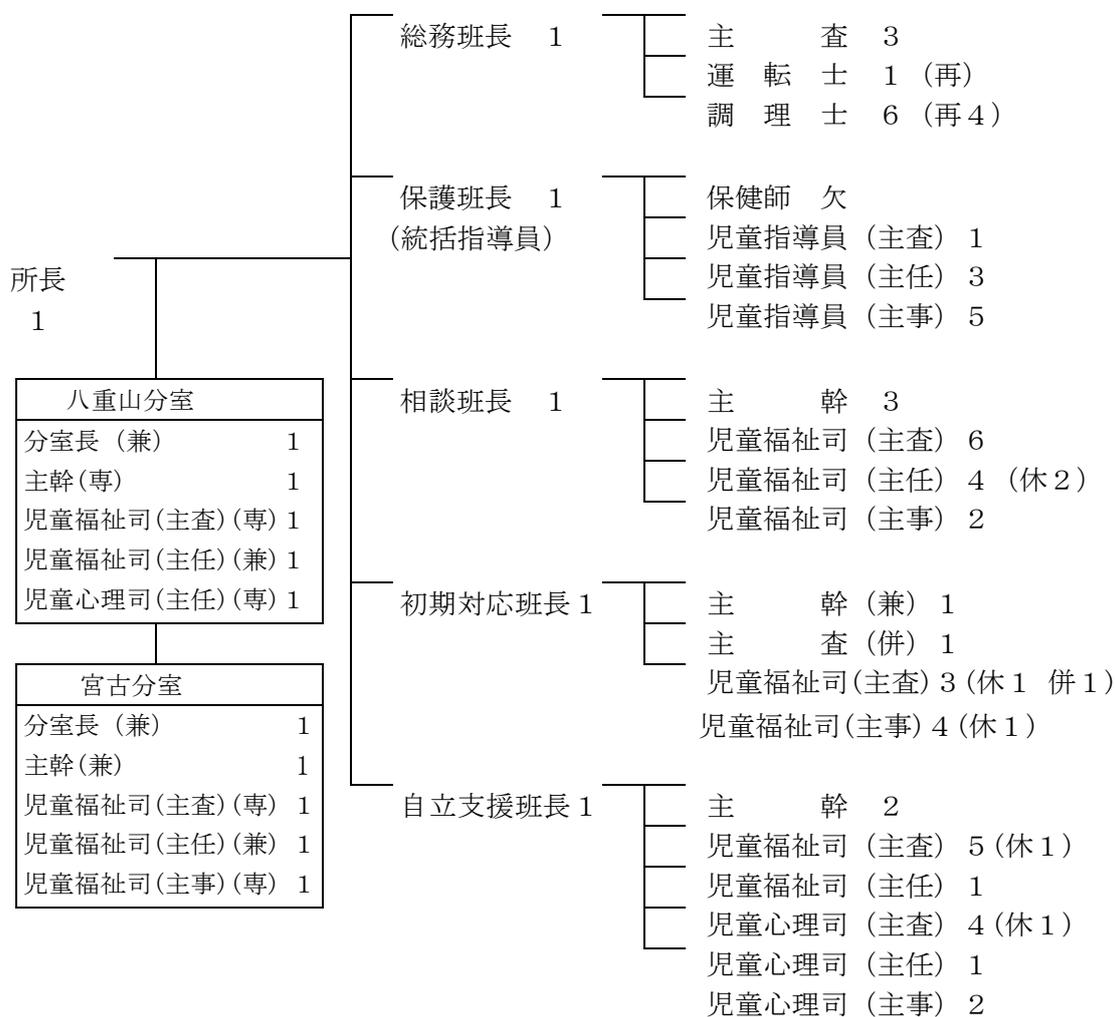
児童相談所	所在地	電話番号等	管轄市町村
中央児童 相談所 (八重山分室) (宮古分室)	〒903-0804 那覇市首里 石嶺町4-404-2	TEL:098-886-2900 FAX:098-886-6531	那覇市、浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、西原町、 南風原町、八重瀬町、与那原町、久米島町、座間味村、 渡嘉敷村、渡名喜村、粟国村、南大東村、北大東村
	〒907-0002 石垣市真栄里438-1 (八重山合同庁舎1F)	TEL:0980-88-7801 FAX:0980-83-5949	石垣市、竹富町、与那国町
	〒906-0007 宮古島市平良字西里 1125(宮古合同庁舎2F)	TEL:0980-75-6505 FAX:0980-73-2131	宮古島市、多良間村
コザ児童 相談所	〒904-2143 沖縄市知花6-34-6	TEL:098-937-0859 FAX:098-938-7288	沖縄市、宜野湾市、うるま市、名護市、北谷町、 嘉手納町、金武町、本部町、中城村、北中城村、 読谷村、恩納村、宜野座村、今帰仁村、東村、 大宜味村、国頭村、伊江村、伊是名村、伊平屋村

管轄区域図



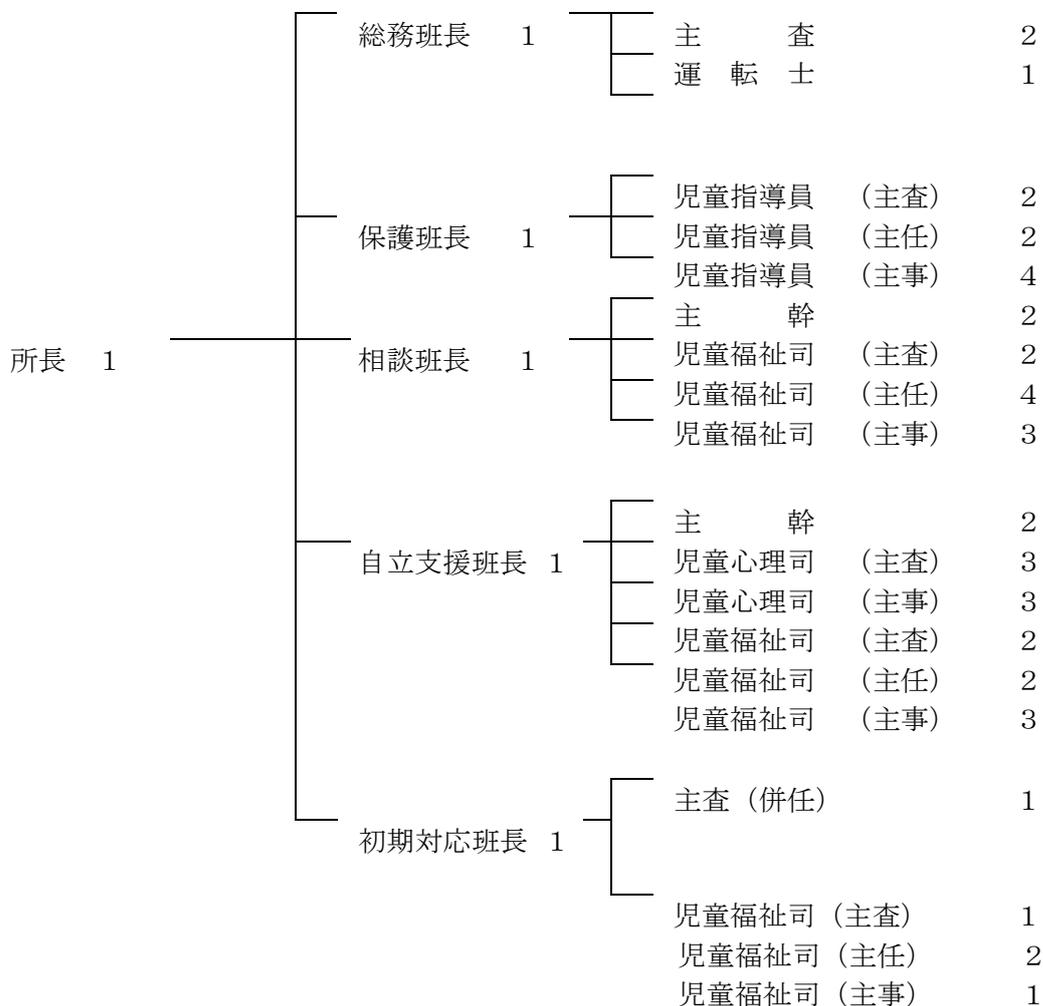
2 機構と職員配置状況 (令和5年4月1日現在)

(1) 中央児童相談所 職員 115 人 (職員 69 人(うち、(再) 5 人)、非常勤職員 46 人)



非常勤職員 46人	
特別職	嘱託医 (3) 虐待専門カウンセラー (1)
一般職	言語治療指導員 (1) 受付相談専門員 (2)
	児童虐待ホットライン対応相談員 (6)
	児童虐待相談専門員 (7※)
	※うち、宮古 (1) 八重山 (1)
	非行相談専門員 (2) 心理判定専門員 (2)
	里親等委託調整員 (1) 里親対応専門員 (2)
	生活指導専門員 (10) 個別対応専門員 (1)
	心理療法専門員 (1) 学習指導員 (2)
	児童生活支援員 (1)
	生活指導保育専門員 (1)
事務補助 (3)	

(2) コザ児童相談所 職員 82 人 (正職員 48 人、非常勤職員等 34 人)



非常勤職員 34 人		
特別職 5 人	一般職 29 人	
嘱託医 (小児科) 2	児童虐待相談専門員 4	心理療法専門員 1
嘱託医 (精神科) 2	非行相談専門員 2	学習指導専門員 2
虐待専門カウンセラー 1	心理判定専門員 2	生活指導専門員 10
	里親対応専門員 1	生活指導保育専門員 1
	里親等委託調整員 1	個別対応専門員 0
	受付相談専門員 2	
	事務補助 3	

沖縄県職員の強制わいせつ事案に係る再発防止策検討委員会委員名簿

	氏名	所属	備考
1	山野 良一	沖縄大学人文学部福祉文化学科教授	委員長
2	矢野 恵美	琉球大学法科大学院教授	
3	田中 寛二	琉球大学人文社会学部人間社会学科准教授	副委員長
4	前川 英伸	美さと児童園施設長	
5	川上 さやか	田崎病院精神科医	

再発防止策検討委員会開催経過

	開催日	主な内容
1	令和5年8月21日	事案概要、検討スケジュール、再発防止策の検討
2	令和5年9月21日	再発防止策の検討
3	令和5年10月3日	再発防止策の検討

沖縄県社会福祉審議会児童福祉分科会審査部会委員名簿

	氏名	所属	備考
1	渡邊 浩樹	いずみ病院医師	部会長
2	安藤 美恵	沖縄協同病院医師	
3	當眞 郁子	那覇市母子生活支援センターさくら施設長	
4	松本 啓太	沖縄合同法律事務所弁護士	副部会長
5	須藤 竜	美さと児童園児童指導員	

審査部会開催経緯

	開催日	主な内容
1	令和5年10月12日	事案概要、再発防止策への諮問
2	令和5年10月30日	再発防止策について答申

